

国府小学校いじめ防止基本方針

高崎市立国府小学校

1 いじめ問題に関する基本的な認識について

(1) いじめの定義及び基本理解

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第11条第2条）

- いじめは、児童に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為で対象になった児童が心身の苦痛を感じているものとされる。けんかやふざけ合いであってもいじめの疑いについて慎重に判断する。
- いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものとされる。教職員は、いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであること。また、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであることを強く意識しなければならない。
- いじめの捉え方に温度差が生じないように、本校では、次のことはすべていじめであり、絶対許さないという信念を持って対応にあたる。
 - ・仲間はずれにする 集団で無視をする 嫌がらせをする
 - ・冷やかす からかう おどす いやなことを言う 悪口を言う
 - ・わざとぶつかる 遊ぶふりをして叩いたり蹴ったりする
 - ・お金や物をたかる
 - ・お金や物をとる 隠す 壊す 盗む 捨てる
 - ・お店のものをとらせる 暴力をふるわせる
 - ・嫌なこと 恥ずかしいこと 危ないことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話などで誹謗中傷する情報を流す
 - ・いじめ被害を先生や家族や友だちなどに告げた人を攻撃する
 - ・周りで上記の行動についてはやし立てる（観衆）見て見ぬふりをする（傍観者）
- いじめの多くが、学級などの身近な児童同士の集団の中で発生することを考えると、学年・学級全体にいじめを許さない雰囲気形成され、傍観者の中からいじめを抑止する「仲介者」が現れるような学年・学級経営を行うことに努めなければならない。
- いじめの根絶は、学校だけで完結するものではなく、児童、家庭、地域、関係する機関等の力を積極的に取り込むことによりはじめて可能となるものであり、そのためには、児童にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てなければならない。また、大人たちも「いじめのない社会をつくる。」とする認識の共有が不可欠である。

(2) 本校の実態

- 地域は比較的落ち着いていて、学校に協力的である。
- 素直で、きちんと話を聞くことができる児童が多いが、自分の思いや考えを言葉で発表することが苦手である。

- ふざけ合いやよく考えないで行動することによるトラブルが多い。
- 高学年になるにつれ、インターネット上のトラブルが増えている。
- 保護者は学校に協力的であるが、自己中心的な考え方をしたり、自分の子どもの話を鵜呑みにしてしまい客観的に子どもを見られない保護者も多い。

(3) いじめ防止等のための校内組織

- 学校におけるいじめの防止、早期発見・早期解決を図るために「いじめ防止推進委員会」を組織し学校を挙げていじめの防止に取り組む。

《いじめ防止推進委員会》

校長・教頭・教務主任・いじめ防止担当・生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭・学年主任
(学外から：PTA会長・SC・SSW・学校評議員・地区民生委員←必要に応じて協力を依頼)

- 問題が発見された場合は、「いじめ防止推進委員会」メンバーの他、学級担任、当該児童の授業担当教員にも参加して対応し、早期の解決に向けて行動する。

2 いじめ防止に向けた取組について

(1) いじめの未然防止に関すること

①いじめ防止等のための体制の整備について

- 学校長のいじめ防止に対する決意を「いじめ根絶宣言」として各学級及び校舎内の各箇所に掲示するとともに、ホームページで「いじめ根絶宣言」「基本方針(一部抜粋したもの)」を公開する。
- PTA集会や学校便り等で保護者や地域に学校の考え方や取組を伝える。
- いじめの早期発見・早期解決が図れるように、いじめ対応に関する研修等を実施し、教職員のいじめ等への対応力向上を図る。
- 「いじめ防止プログラム年間指導計画」をもとに、教育活動の様々な場面や機会を通じ、職員一丸となっていじめ防止に取り組む。

②すべての児童が安心して生活できる安全な学校づくりについて

- 全教職員が、常日頃から学ぶ喜びを持つ児童の育成をめざした授業を心がけ、授業中における生徒指導の充実に努める。また、常に児童のよさを「認め・ほめ・伸ばす」指導を心がけ、一人一人の児童が自己肯定感を高められるようにする。
- 一人一人の児童を大切にしたいわかる授業・できる授業の実践に努め、活躍する場の設定を行い成就感や充実感を持てる授業作りに努める。
- 担任は学級経営目標に基づき、温かみのある学級経営や個人が尊重されるような雰囲気作りに努めることで、いじめ発生の原因を根絶するよう心掛ける。
- 「時間を守る」「忘れ物をしない」等の学習規律、元気なあいさつと返事、きちんとした身だしなみ等の基本的な生活習慣を確立し、明るく安心して生活できる環境作りに努める。
- いじめの早期発見のため毎月実施している「元気な学校生活のために」アンケートの結果を受けて、各担任が当該児童から直接情報を聞き取り、いじめの有無やいじめにつながるような芽を事前に摘み取れるように対応し、結果を生徒指導主任を通じて管理職に毎回報告する。
- 児童自ら、明るい学校づくりや児童相互のよりよい人間関係づくりのために、代表委員会が中心となって、「朝のあいさつ運動」に計画的に取り組む。
- 児童会集会活動として異年齢集団による交流「縦割り班遊び」を朝行事の時間に計画的に実施し、集団への所属感や連帯感を深めさせたり、自主的・実践的な態度を育成したりして児童相互の望ましい人間関係を深めさせる。

③いじめを絶対に許さない学校風土の醸成について

- 人権教育を充実させ、いじめは相手の基本的人権を脅かす行為であり人間として絶対に許させるものではないことを理解させる。
- 学校教育すべての場を道徳教育の場と考え、何気ない行動や些細な言葉かけから起こる「いじめ」を未然に防止するとともに、人間性豊かな心の育成に努める。
- 人権週間の際には、学校長が改めていじめ防止と結びつけて人権の講話を行うとともに、担任は児童の発達段階を踏まえ、基本的人権の尊重につながる指導を行う。
- 児童自らが、いじめや仲間はずれをしない学校づくりを目指し、児童会計画委員会が中心となって、「いじめ防止集会」を開き、児童会計画委員による話や劇、各クラスで話し合った「いじめ根絶の学級標語」の発表等をおこなう。「いじめ根絶の学級標語」は児童用玄関に掲示する。

3 いじめの対処に関する方針について

- 担任は、児童一人一人の様子や学級全体に常に気を配り、異変に気づいた場合は事実関係への早期対応に努める。また、担任外の職員も、異変やいじめの情報をつかんだ場合は担任等に素早く報告する。
- 問題等が発見された場合は、必ず管理職に報告したのち関係職員で対応策を話し合い、早期の解決に向けて行動する。また、客観的な事実に基づいた記録を残し、事後指導に反映させる。

4 重大事態への対処について

- いじめにより児童の生命・心身に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合には、速やかに教育委員会を通じ市長に報告する。
- 教育委員会と協議の上、対処するための調査組織を結成し調査を行う。事実関係に基づき児童相談所や警察等関係機関と連携し、援助を要請する。
- 調査結果は、関係する児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。提供に関しては、児童や関係者の個人情報の保護に十分配慮する。

5 取り組みに対する評価・検証について

- いじめの防止に向けた取組について学校評価等にて検証し、結果を全教職員に周知すると共に、必要に応じて改善案を提示し、次年度の方針に反映させる。
- 上記の結果は高崎市教育委員会及び保護者・地域に報告する。

早期発見・早期対応が基本

事実確認

○管理職への連絡

○実態把握(より詳しい事実の確認)

- * アンケート調査の実施
- * 周囲の児童からの情報
- * 当該児童からの聞き取り(複数の教員での対応)

○いじめ防止推進委員会による会議

校長 教頭 教務主任 担任 学年主任 いじめ防止担当 生徒指導主任 教育相談担当 養護教諭 SC SSW 等

* 事実報告
* 指導方針の確認

管理職を中心とした組織的な対応

○加害児童・被害児童等への対応

- * 教育的配慮の上、プライバシーの保護に十分配慮する。
- * 事実の正確な把握、指導方針・指導方法の確認等を適宜行う。
- * 役割分担の明確化、関係諸機関との連携を図り組織的に対応する。

被害児童

- * 児童が話をしやすい教師が対応
- * 話に耳を傾け、共感しながら事実を聞く
- * 心の居場所の確保、緊急避難的な対応

「学校は味方であり、必ず守り通す」という姿勢

加害児童

- * 対応する教師は中立の立場で話を聞く
- * 嘘やごまかしがないように事実を確認
- * 関係諸機関との連携

「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢

保護者

- * 電話連絡、家庭訪問、随時の経過説明
- (被) → 児童を守り支援
- (加) → 事実を伝え、いじめの深刻さを理解してもらう
よりよく成長させるための連携

誠意ある対応

周囲の児童・児童全体

- * いじめの傍観者にならない
- * いじめをしない・許さない集団への指導
- * 学年集会・全校集会等での全体への指導

* 本気で取り組んでいる姿勢
* 児童自らの言動の振り返り

○教育委員会との連携(報告・連絡・相談)

○今後の対応策の検討(再発防止に向けて)

- * いじめ撲滅に向けての取り組み強化と早期発見・早期対応の重要性の理解
- * 当該児童への支援・指導(継続的な観察指導・保護者との連携等)
- * 保護者・地域・関係諸機関等との連携強化
- * よさを「認め ほめ のばす」積極的な生徒指導の組織的推進

- 基本的な生活習慣の確立
- 学習規律の確立
- 望ましい人間関係づくり
- わかる授業の実践
- 児童会活動の活性化
- 道徳教育、人権教育の推進
- PTA、地域との連携
- 個人記録の累積、分析、継続的指導 等

事後対応

○「いじめ」根絶に向けた「いじめ防止対策委員会」の見直し・改善

- * 「生活アンケート」の定期的な実施と情報の共有
- * 想定されるいじめ発生の場面・対応策等の検討及び事例研究
- * 生徒指導・教育相談体制の充実(スクールカウンセラー等との連携)
- * 小中連携・小中連携・関係諸機関との情報交換
- * 保護者への相談窓口及びいじめ撲滅・防止に関する広報活動の推進